明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政令〕
○年金積立金管理運用独立行政法人法施行令の一部を改正する政令（三四）　二
○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（三五）　三
○覚せい剤原料を指定する政令の一部を改正する政令（三六）　四
○南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令（三七）　四
〔告示〕
○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条の五第一項の規定による適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人暴力団追放沖縄県民会議から代表者変更の届出があった件（国家公安委六）　四
○ダウェイ総合病院整備計画のための贈与に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務四四）　四
○電力供給緊急改善計画のための贈与に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同四五）　四
○シリア・アラブ共和国におけるアレッポ人道的復旧及び強靭性強化計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件（同四六）　四
○食糧援助に関する日本国政府とレソト王国政府との間の書簡の交換に関する件（同四七）　四
○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産三七〇～三七三）　六
○肥料の登録の有効期間を更新した件（同三七四）　九
○肥料の登録が失効した件（同三七五）　九
○生産業者の住所並びに肥料の名称の変更に係る届出があった件（同三七六）　九
○定期報告を要しない通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない建築物等を定める件の一部を改正する件（国土交通一九九）　一〇
○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（同二〇〇）　一〇
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（東北地方整備局二四）　一二
〔国会事項〕
内閣　法務省　財務省　一二
〔官庁報告〕
官庁事項
登録検査機関の登録事項の変更に関する公示（国土交通省）　一二
〔公告〕
諸事項
官庁
財団、土地家屋調査士懲戒処分関係　二
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　二六
会社その他
〔人事異動〕

本号で公布された法令のあらまし

◇年金積立金管理運用独立行政法人法施行令の一部を改正する政令（政令第三四号）（厚生労働省）

1　年金積立金管理運用独立行政法人法（平成一六年法律第一〇五号）第一七条の二の規定による届出に係る届出事項に、管理運用法人役職員としての在職中において、再就職先の金融事業者に対し、再就職を目的として、最初に自己に関する情報を提供し、若しくは最初に当該再就職先の金融事業者の地位に関する情報の提供を依頼し、又は最初に当該地位に就くことを要求した日、再就職先の金融事業者の連絡先並びに離職後の就職の援助を行った者の氏名又は名称及び当該援助の内容を追加することとした。（第八条関係）

2　この政令は、平成三〇年四月一日から施行することとした。

◇化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三五号）（経済産業省）

1　第一種特定化学物質として、ポリ塩化直鎖パラフィン（炭素数が一〇から一三までのものであって、塩素の含有量が全重量の四八パーセントを超えるものに限る。）及び一・一′―オキシビス（二・三・四・五・六―ペンタブロモベンゼン）（別名デカブロモジフェニルエーテル）を指定することとした。（第一条関係）

2　一の新規化学物質に係る少量審査特例制度に係る製造予定数量及び輸入数量に基づき環境に影響を及ぼすものとして厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定める方法により算出される当該新規化学物質の数量に関し、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が当該制度に係る確認をしてはならないものとして政令で定める数量を一トンとすることとした。（第三条第三項関係）